

第1回アイランドシティ土壤調査専門委員会 議事の要旨

日 時：平成17年3月4日（金）10:30～12:00

場 所：福岡国際ホール「高千穂」（福岡市中央区天神1丁目4-1 西日本新聞館16階）

出席者：浅野委員長，島田委員，神野委員，槇田委員（50音順）

資 料：専門委員会について 資料1，調査の背景及び経緯説明 資料2，
調査方法等に関する専門的検討 資料3

【議事概要】

委員長として，浅野委員が選出された。

◎委員長 ○委員 ●市，博多港開発(株)

（1）調査の背景及び経緯説明

● 資料2の説明

— 省略 —

◎市1工区の覆土の厚さが会社1工区と違うのは圧密のスピードの違いか。

●海底地盤などの改良層の違いで市工区の方が沈下量が大きいことと，土地利用の違いによる。市工区は港湾施設としての利用のため，コンテナによる大きな加重を想定しており，覆土が厚くなっている。

◎市工区の方は，都市計画法の用途地域では何で予定されているか。

●倉庫や上屋等の準工業地域あたりを想定している。

◎博多港開発の区域については？

●住居系地域や商業地域となる。

◎高層の建築物などかなり深い地盤を掘るような建物が建つことを想定しているか。

●集合住宅で，建設に当たっては，支持層まで杭打ちをすることを想定している。

◎資料2-7の残土の調査結果のうち，土壤汚染対策法の基準を超えて検出されたのは，鉛，砒素，水銀だが，この結果と市域の環境調査などとの比較は行われているか。

○橋本については，場所が地下鉄3号線の最終駅では，過去に地下水中に水銀が確認

され，自然由来であるとされた例がある。博多区の金隈でも過去そのような例があった。

○最終的に残る覆土というのは，公共残土，山ずりということか。

●そのとおりである。

◎市域の土壤における鉛の調査データはあるか。

●民有地の土壤の調査はやっていないが，地下水の調査を行っている。調査は市内を1kmメッシュで440に区分し，そのうちの人が住んでいる250区分程度を対象として平成6年から，多い年で60か所，現在は28か所について行っている。

香椎副都心については，周辺で11か所調査しているが，鉛は見つかっていない。

外環状道路の横手，日佐地区については，試料採取は春日市内で行っている。この周辺では日佐地区で地下水の調査を行っているが，鉛と砒素は検出していない。

◎資料2-7は，海洋汚染防止法と土壤汚染対策法のどちらの方法によるものか。

●海洋汚染防止法に基づくものである。

◎調査方法により結果は違ってくるのか。

○違いはあると思う。

◎どちらに振れるのか。

○やってみないと分からない。この土壤の調査は経時的に何回か行われているのか。

●土砂の受入前に調査している。

◎土壤汚染対策法の話をするのであれば，

そちらの基準で調査しないといけない。

周辺の地下水の概況調査では異常はないということだが、調査地点は、今回の土壤搬出場所とは全く同じではないが、そのあたりの関連性はどうか。

●今回見つかっている鉛と砒素については、広がりの方が遅いこともあり、地下水の概況調査との関連性は分からない。
◎海洋汚染防止法では、ほう素は対象となっていないが、土壤汚染対策法では対象となっている。環境基準を決めるときに、海にはほう素が含まれており、人為起源のものと自然由来のものの識別が不可能であることから、議論の末、海域については適用除外にしている。その考え方が、海洋汚染防止法の基準にも反映されていると理解していいと思う。

浚渫土砂を調べれば当然のようにほう素が出てくるのか。

○当然出る。

◎それと覆土との関係だが、下の方にほう素が結構含まれている浚渫土があって、覆土をしたら、それはそこで切れているから、表土には影響ないと考えてもいいのか。

○途中で砂層があるので、毛管現象であがってきて表土に影響を与えるということはあるまいと思う。

3（2）調査方法等に関する専門的検討

● 資料3 の説明

－ 省略 －

○溶出試験では、土壌を採取し溶出させた水を測定する。現地には水があると思うが、その水も調査するのか。中央公園の池の水などは、土壌と長く接触することもあるから、調査した方がよいのではないかな。

●現地における具体的な調査地点などについても先生方のご指導をいただきながら、決めていきたい。水についても、ご指導い

ただきたい。

◎土壤汚染対策法では、地下水汚染の原因物質が土壌中に存在し、汚染された地下水を人が井戸水として飲んだ場合に、健康影響を生じないレベルの基準が設けられている、それが溶出量基準。含有量基準は、直接摂取によるリスクを考慮し、地表表面の汚染物質が風で巻き上げられて、粉塵となって摂取することを想定している。そのため、基準値が溶出量基準と比べるとケタ違いに高い。

第一種特定有害物質については、巻き上げによる影響はないから、含有量は調べる必要はないし、第三種の農薬につきも問題ない。今回の重金属は第二種物質であり、溶出量、含有量の両方をやるということになる。

人工島では井戸水を飲む人がいるとは思えず、直接摂取によるリスクを重視すべきだと考える。それも舗装等で覆われておらず、巻き上げの可能性のある裸地、例えば、庭や学校のグラウンドなどが気になる。第一種や第三種まで調べる合理性はない気がするが、港湾局は安心・安全の為にやるといっている。

○念のために調査するというのなら、それはそれで望ましい。

◎念のための全項目調査については、全地点でやる必要はないのではないかな。学校用地や庭を使われる可能性があるところは念のためにやっておく。今回は、特に直接摂取リスクについて慎重に調査して欲しい。

事務局案では、調査密度は1haに1地点としており、土壤汚染対策法より広いかな。

土壤汚染対策法では汚染の原因となる工場等の廃止後という想定をしており、工場撤去後に何処が汚染されているか分からないということを考え、細かく取るとことに

なっている。事務所があったと分かっている様なところは、危険なものは使っていないと考えてよく、きめ細かな調査は必要ないことになっている。

今回は、全く別のところで汚染されたものが持ち込まれて、検出されているということであり、持ち込まれた後に混合されて、均等にばらまかれてしまっている状況だが、局地汚染の可能性もあると考えた方がよいのか、そのような想定をしない調査でも問題ないと考えてよいのか。

○表面の土壌の巻き上げによる影響であれば、他のところから飛んでくることも考えられ、面的な話になるので、とりあえずは広い範囲を対象として、空気が乾いており、かつ風が強いときをねらってやればよいのではないかと。

◎ちょうど今の時期に調べておけば、年間のリスクについては、把握できると考えてよいということになる。

○搬入元が自然地層のみであるか、一部人工地層があるかがポイントだと思われるため、もう少し詳しい情報が知りたい。自然地層の中には鉛、水銀があることは十分考えられる。土壌調査時には、地下水のpHもチェックしておくとうい。

香椎は一部人工地層があると思うが、今回の調査とは別に調べるのか。

●香椎副都心については、操車場の跡地でもあり、人為的な汚染の可能性もあるので、旧国鉄清算事業団である現在の(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構に、確認をお願いした。本年2月22日に報告があり、現在所有の土地については調査の結果、問題ないとのこと。

◎地下水溶出については、人工島に帯水層があるとは考えにくいですが、リスクは少ないにしても、溶出は水のpHに左右されるので、中央公園の池などについても調査する

必要がある。

3月からの緊急調査の範囲については、資料3-3にあるようなところをこの程度の区画ごとに公定法で試料を採取して行う。さらに、調査項目については、念のために黒丸部分は全項目、それ以外は、第二種特定有害物質を対象に調べるという港湾局案だが、委員会の意見としては、直接摂取によるリスクの方が現実の利用形態から考えると大きいと思われるので、その点は特に念を入れて調べる。それから、水への溶け込みという点を考慮に入れ、必要に応じ水質も調べるということになった。

現地調査時の具体的な事項についても、先生方のアドバイスをいただいて、計画をつくってもらおうということにしたいと思う。

また、全項目調査については、念の為に調べるということで悪いことではない。そこまでやる必要があるのかという意見もあったということでもよい。

搬入元の土壌については、今のところ人為起源でないという可能性が高いとのことだが、搬入元の地域の方々の安心のため、市で履歴をもう少し調べていただいて、最終的に市民の皆さまにどういう可能性が高いということについては、きちっと報告できるようにした方がよいと思う。市の関係部局で連携して、情報をしっかり集めていただきたい。

次回以降の予定については事務局から。

●今後のスケジュールについては、先生方のご指導をいただきながら、早急に調査に入りたいと思う。調査期間が約一ヶ月かかるので、次回会議を4月上旬目安に開催したいので、よろしくお願いします。

◎以上で今日の会議を終了する。